

平成22年12月8日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 塩川博和

平成22年(仮)第6177号 不当利得返還請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成21年(仮)第13025号)

口頭弁論の終結の日 平成22年10月27日

判 決

東京都

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

東京都千代田区大手町1丁目2番4号

被 控 訴 人 プロミス株式会社

同代表者代表取締役 久保 健

同訴訟代理人弁護士 高崎 玄太朗

同 野坂 史郎

主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、37万3168円及びうち35万5022円に対する平成21年2月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え(控訴人は、当審において、このように請求を減縮した。)。

第2 事案の概要

1 本件事案の概要は、当審における当事者の主張を後記2に加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」のうちの本件第1取引に関する部分に記載のとおりであるから（ただし、原判決5頁26行目の「ア」を削り、6頁12行目冒頭から7頁3行目末尾までを削る。），これを引用する。

原審は、控訴人の請求を棄却した。そこで、控訴人は、これを不服として控訴を提起した。

なお、控訴人は、原審において、本件第1取引及び本件第2取引についての過払金の返還を請求していたが、当審において、本件第1取引についての過払金の返還のみを求める旨、請求を減縮した。したがって、本件第2取引についての過払金返還請求の当否は、当審の審判の対象ではない。

2 当審における当事者の主張

① 控訴人の主張

ア 債務引受契約の成立

被控訴人と株式会社クオークローン（以下「クオークローン」という。）は、平成19年6月18日付け本件業務提携契約第5条第2項において、クオークローンの顧客に対する過払金返還債務及びこれに附帯して発生する法定利息の支払債務その他クオークローンが顧客に対して負担する一切の債務について、被控訴人がクオークローンと連帯して併存的に債務引受をする旨を合意した。これは、顧客を第三者とする第三者のためにする契約（以下「本件第三者のためにする契約」という。）である。

イ 受益の意思表示

以下のとおり、控訴人は、平成19年8月1日、被控訴人に対し、本件第三者のためにする契約について、受益の意思表示をした。

（ア）被控訴人は、本件切替処理の際、控訴人に対し、「契約切替後のお問合せ窓口及び株式会社クオークローンにおける本日までの取引に係る紛争等の窓口は、従前の契約先に係わらずプロミス株式会社となることに

異議はありません。」と記載された残高確認書兼振込代行申込書（乙1。以下「本件申込書」という。）に署名させた。被控訴人がクオークローンの債務を引き受けないのであれば、わざわざ紛争等の窓口を被控訴人とする旨表示する必要はないので、上記の記載は、被控訴人がクオークローンの過払金返還債務を負担する旨を表示し、かつ、被控訴人がクオークローンの債務を引き受ける旨の広告（商法18条1項）をしたものと評価することができる。また、控訴人としても、クオークローンの債権債務を被控訴人がすべて引き継いだとの認識であった。したがって、控訴人は、本件申込書に署名したことによって、被控訴人がクオークローンの過払金返還債務を引き受けることを認める旨の受益の意思表示をしたといえる。

(イ) また、本件切替処理により、被控訴人がクオークローンの債権債務を引き継いだと考えるのが控訴人の通常の意思である。控訴人は、被控訴人からの本件切替処理の要請に応じ、被控訴人に債務の弁済をしたことによっても、被控訴人に対し、クオークローンの過払金返還債務を引き受けることを認める旨の受益の意思表示をしたといえる。

(2) 被控訴人の主張

ア 本件申込書に、被控訴人がクオークローンの過払金返還債務を引き受ける旨の記載は全くないから、控訴人が本件申込書に署名したことによって受益の意思表示をしたとはいえない。また、商法18条1項は、営業譲渡に関する規定であるところ、被控訴人とクオークローンとの間で営業譲渡はされていないから、同条項を適用する前提に欠ける。

イ 控訴人の被控訴人への弁済は、平成19年8月1日に控訴人が被控訴人から借り受けた48万5676円に対してされたものにすぎないから、この弁済をもって、控訴人の被控訴人に対する受益の意思表示があったとはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は、以下のとおり補正し、当審における当事者の主張に対する判断を後記2に加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中「第3 争点に対する判断」のうちの本件第1取引に関する部分に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決8頁25行目の「過払金返還請求権」を「過払金返還債務」に改める。
- (2) 原判決10頁13行目から14行目にかけての「署名した。」の次に「なお、同書面には、1に、クオークローンの元本、利息及び元利合計額の確認、2に、クオークローンの債務を完済するための銀行への振込代行依頼、3に、クオークローンとの契約に係る書類及び交付される領収書の取扱いの依頼、4に、切替契約後の問合せ窓口及びクオークローンにおける同日までの取引に係る紛争等の窓口は被控訴人となる旨がそれぞれ記載されているが、クオークローンと被控訴人との間の本件債務引受条項に関する記載はなかった。」を加え、21行目の「また」から23行目の「記載があった。」までを削る。
- (3) 原判決12頁5行目冒頭から18行目末尾までを削る。

2 当審における控訴人の新主張に対する判断

- (1) 被控訴人とクオークローン及びサンライフ株式会社との間で平成19年6月18日に締結された「プロミスグループ国内金融子会社再編における基本合意書」で定める切替契約におけるクオークローンの媒介業務等に関する業務提携契約第5条第2項の本件債務引受条項には、クオークローンが、契約顧客に対して負担する利息返還債務及び当該利息返還債務に附帯して発生する経過利息の支払債務その他クオークローンが契約顧客に対して負担する一切の債務（利息返還債務等）について、被控訴人及びクオークローンの双方が連帶してその責めを負う旨が定められているところ、これは、被控訴人がクオークローンの契約顧客に対する過払金返還債務及びこれに附帯して発生する法定利息の支払債務その他クオークローンが顧客に対して負担する一切の債務について、被控

訴人がクオークローンと連帶して併存的に債務引受をする旨の、顧客である第三者のためにする契約（本件第三者のためにする契約）と解される。

そして、被控訴人とクオークローンは、平成20年12月15日、本件業務提携契約の変更契約を締結し、クオークローンが切替契約の締結時までに契約顧客に対して負担する一切の債務はクオークローンのみが負うものとし、被控訴人は何らの債務及び責任を負わない旨、本件債務引受条項を変更する合意をしていることに照らせば、控訴人が本件債務引受条項に基づく第三者のためにする契約の効力を主張するためには、被控訴人に対し、上記変更契約締結前に本件第三者のためにする契約の利益を享受する旨の受益の意思表示をしたこと必要である。／

(2) そこで、控訴人は、本件切替処理の際、「契約切替後のお問合せ窓口及び株式会社クオークローンにおける本日までの取引に係る紛争等の窓口は、従前の契約先に係わらずプロミス株式会社となることに異議はありません。」と記載された本件申込書に署名したことによって、被控訴人に対し、本件第三者のためにする契約の利益を享受する旨の受益の意思表示をしたと主張する。

しかしながら、本件申込書の上記の記載は、その文言からは、今後の紛争窓口を被控訴人とするというだけのものであり、本件第三者のためにする契約を内容とするものではない。／そして、本件申込書には、上記の記載のほかには、被控訴人からの借り入れによりクオークローンへの債務を完済する旨の記載がされ、クオークローンに対する債務の確認、クオークローンの債務完済のための銀行への振込代行依頼、切替契約書や領収書の取扱依頼など、債務切替のための手続についての記載がされているにとどまり、クオークローンが顧客に対して負担する一切の債務を被控訴人がクオークローンと連帶して併存的に債務引受をする旨の本件第三者のためにする契約に関する記載が全くないことに照らせば、控訴人は、本件申込書に署名するに当たって、被控訴人とクオー

クローン間で締結された本件第三者のためにする契約の存在及び内容を全く認識していなかったというべきであるから、控訴人が本件申込書に署名したことによって、明示的のみならず默示的にも、本件第三者のためにする契約の利益を享受する旨の受益の意思表示をしたと認めるることはできない。なお、本件業務委託契約によって被控訴人がクオーカローンの営業の譲渡を受けたということはできないし、本件申込書によって被控訴人がクオーカローンの債務を引き受ける旨の広告をしたということもできないから、控訴人の主張する商法18条1項を適用する前提に欠ける。

したがって、控訴人の前記主張は、採用することができない。

(3) また、控訴人は、被控訴人からの本件切替処理の要請に応じ、被控訴人に債務の弁済をしたことにより、被控訴人に対し、受益の意思表示をしたと主張する。

しかしながら、控訴人の被控訴人への弁済は、平成19年8月1日に控訴人が被控訴人から借り受けた48万5676円に対してされたものにすぎないから(甲A2の2)、この弁済をもって、控訴人による本件第三者のためにする契約についての受益の意思表示があったということはできない。

したがって、控訴人の前記主張は、採用することができない。

3 結 論

よって、控訴人の請求は理由がないからこれを棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第15民事部

裁判長裁判官 井 上 繁 規

裁判官 笠井勝彦

裁判官 坂本宗一

これは正本である。

平成22年12月8日

東京高等裁判所第15民事部

裁判所書記官 牧野あゆみ

